

2021年9月3日
四国電力株式会社

ISI チーム検査 (Web) に関するご回答等について

【事前確認事項の回答】

<探傷の位置づけについて>

5) 知見拡充のための自主点検とのご説明ですが、当該継手 (FW-10) の技術基準適合性の判断には影響しないとの整理でしょうか。

(回答)

- ・亀裂解釈の代替措置に係る規定については、平成 19 年に発生した美浜 2 号機蒸気発生器管台溶接部の亀裂への対応として規定されたものであり、当該箇所のように亀裂が想定される劣化モードがある箇所の探傷不可範囲に対して代替措置を要求する規定であると認識している。(当時提出した代替措置計画においてもそのような観点で代替措置要否を評価している)
- ・今回の亀裂解釈改正で追加された溶金越し探傷については、パブコメの回答に記載されたとおり、代替措置の一つとして認められることから亀裂解釈に規定することとしたものであり、従前の代替措置要否を判断する考え方が変更となったものではないと考えている。
- ・当該接手に想定される劣化は疲労であり、設計的知見を踏まえると亀裂の発生は想定されない(念のため代替措置要否の評価フローは流すこととしている)ため、探傷不可範囲が設備の健全性に影響を及ぼすとは考えておらず、改正された亀裂解釈を踏まえても、当該継手の技術基準適合性の判断に影響はない。
- ・一方で、保安レベル向上の観点での溶金越し探傷の適用を検討しており、今回知見拡充として実施した追加探傷の実績も踏まえ、次回の定事検(超音波探傷検査)までに、超音波探傷検査の実施内容や判断フローを定めいている供用期間中検査10年計画マニュアル(3次文書)を改正するなど、適切に対応したいと考えている。また本件は、CRにて適切に社内情報連携して進めていく予定である。

【当社からの意見】

- ・至急適用すべき案件や過去にさかのぼって適用する必要がある案件の場合は事前に説明・調整の場を設定いただきたい。また、亀裂解釈の代替措置に係る規定については、今回の改正においてその文章に変更はなく、その代替措置の一つとして規定された溶金越し探傷を、代替措置不要の探傷不可範囲に対しても適用するとは読み取ることができないと考えており、今回の亀裂解釈改正に関して説明・調整の場を設定いただきたい。

以上